

小特集

元オウム真理教平田信被告、菊池直子被告の裁判報道

はじめに

2014年の1月から3月にかけて元オウム真理教の幹部平田信被告(48)、5月から6月にかけて菊池直子被告(42)の公判が東京地裁で行われた。平田被告は、仮谷清志さん(当時68)監禁致死事件＝逮捕監禁罪、宗教学者マンション爆破事件＝爆発物取締罰則違反、火炎瓶投擲事件＝火炎瓶処罰法違反、菊池被告は東京都庁爆発物事件で爆発物取締罰則違反と殺人未遂の幫助罪にそれぞれ問われており、両者とも裁判員裁判で公判が行われる形となった。両公判では、当時教団幹部であった死刑囚による証人尋問が行われたほか、平田被告裁判では2008年から導入された「被害者参加制度」が利用され教団の事件で初めて審理に遺族が加わったことで注目が集まった(読売・東京1/16)。当初、死刑囚の証人尋問については、公開で行うことについて、地検側は警備上の混乱などの問題で出張尋問を検討していたが、弁護側の抗議により地裁は公開することに決定した。以下では、死刑囚による証人尋問、裁判に参加した被害者遺族の被告人質問などを中心にまとめる。

1. 平田被告の裁判における死刑囚の証人尋問

平田被告の裁判では、次の3つが審理された。①1995年2～3月の目黒公証役場事務長の刈谷清志さん監禁致死事件＝逮捕監禁罪、②同年3月19日の教団に好意的論評をしていた宗教学者が住んでいたマンション爆破事件＝爆発物取締罰則違反、③直後の教団東京総本部への自作自演の火炎瓶投擲事件＝火炎瓶処罰法違反である(読売・東京1/16ほか)。平田被告側は、拉致事件に関しては拉致の共犯者であることの認識はなかったことを主張し、弁護側も幫助にとどまると主張した。マンション爆破事件に関しても、指示や打ち合わせを否認し、火炎瓶事件に関しては起訴状通り認めた。これに対し、検察側は、冒頭陳述において、あらかじめ話し合いが行われ、承知の上で犯行に加わったとし、事前共謀があったと主張した。マンション爆破事件に関しても、犯行計画を告げられた上、現場近くで確認、報告役を引き受けたとして故意や共謀があったとしている(日経・東京1/16)。

これに対し、1月17日に元幹部の中川智正死刑囚(51)と親しく、サリン生成などに携わって服役した元女性信者が出廷し、平田被告から逃走資金について相談され、教団資金1千万円を手渡したことを証言した。この他に女性は平田被告の逃亡理由について、「1995年3月上旬に、中川死刑囚と平田被告が施設の焼却炉に車を横付けし、何かを燃やしているのを見た。事件に関わっていると思った」と証言した。なお、検察側は2人が仮谷さんの遺体焼却時に使われた作業着を焼いたと指摘していた(日経・東京1/17、毎日・東京1/17)。同公判および1月30日に行われた公判では、拉致監禁事件において中心的な役割を果たした実行犯の元幹部中村昇受刑者(46)が出廷し、犯行当時の1995年2月28日未明に、教団施設で平田被告に「(仮谷さんを)教団施設に連れてくる」と話し、目くらましのためにレーザー銃を撃ってもらうとも伝えた。その際には「拉致」の言葉を使わなかったが、平田被告が非合法活動に従事するのは初めてだったので、分かりやすく説明し、「平田被告も納得した表情だった」と証言した(毎日・東京1/18、読売・東京1/18ほか)。

(1) 中川智正死刑囚の証言

1月21日の第4回公判では、元幹部中川智正死刑囚(51)が証言を行った。検察官から仮谷さんを拉致した時の状況を聞かれ、「助けて」と3回口にしたこと、「もう抵抗しない」と言ったにもかかわらず、麻酔薬を注射したことなどを証言。意図的な殺害ではないことを改めて主張したが、平田被告の関与に関しては、「記憶に不鮮明なところがあり、犯行直前の打ち合わせなどに被告がいたかどうかははっきりしない」と曖昧な証言を行った(読売・東京1/21、日経・東京1/21ほか)。作業着などを焼却した際のやり取りについてもたびたび「覚えていません」「記憶はないです」と答えた(産経・東京1/22)。

(2) 井上嘉浩死刑囚の証言

2月3日の第9回公判では、元幹部井上嘉浩死刑囚(44)が証人として出廷した。仮谷さん拉致事件において中心的役割を果たした井上死刑囚は、実行犯である中川死刑囚が殺意を持っていた疑いがあると証言した。平田被告に関しては、拉致が元教団代表麻原彰晃(本名・松本智津夫)死刑囚(59)の指示とした上で、「事前に教団幹部が拉致することを被告に伝えた」と証言した(朝日・東京2/3、東京・東京2/3)。2月4日の第10回公判の弁護側反対尋問では、井上死刑囚が過去の麻原死刑囚の公判では「自分が指示したか具体的な記憶はない」と証言していたことを指摘し、どちらが正しいか尋ねられた。これに対し、井上死刑囚は平田被告が拉致認識を持っていたことを改めて強調した(読売・東京2/4、日経・東京2/4ほか)。

(3) 小池(林)泰男死刑囚の証言

2月5日の第11回公判では、小池(旧姓・林)泰男死刑囚(56)が証人として出廷した。検察側はマンション爆破事件を地下鉄サリン事件の偽装工作と位置付けていたが、小池死刑囚は、平田被告には事前に計画を伝えていなかったとしており、検察側の主張を否定した(朝日・東京2/5)。午後の公判では、引き続き小池死刑囚の証言が行われた。小池死刑囚は、逃亡中の平田被告と1995年8月に名古屋市で再会した際、「出頭してもいい」と話す被告に対し、逃亡を続けるように頼んだと証言した(読売・東京2/6、日経・東京2/6ほか)。

3月7日、東京地裁は、懲役9年の判決を言い渡した。教団による組織を挙げた犯行と理解した上で、抵抗感なく役割を確実に遂行したとし、3事件全てで被告の関与を認定。また井上死刑囚の証言に変遷や誇張があるものの、拉致事件を指揮した中村受刑者や、マンション爆破事件の実行犯の元信者が共謀の場面を具体的に証言していることから、被告が共謀に加わったと判断した。マンション爆破事件と教団施設への火炎瓶投げ込みに関しては、検察側の地下鉄サリン事件の偽装工作との主張を、「断定できる証拠がない」と退けた(読売・東京3/8、毎日・東京3/8ほか)。本裁判では、裁判員の負担を考慮した結果、2ヶ月弱での判決言い渡しとなった。元幹部の審理には平均5年4ヶ月かかっていたが、長すぎるオウム裁判には被害者や遺族の不満の声が高まり、争点を絞り込む公判前整理手続きを導入するきっかけとなっていた。一方、効率化を優先するあまりに、教団犯罪の真相究明が不十分に終わったとの批判が出るなど、新たな課題が浮上することとなった(東京・東京3/8)。

2. 被害者遺族による被告人質問

平田被告の公判では、被害者である仮谷さん拉致事件被害者の長男である、仮谷実さんが、被告人質問を行った。

仮谷さんは、平田被告の初公判に証人として検察官と弁護人の質問に答えた。「父の死に納得できない」と述べ、公判において「(新事実判明に)一縷の望みを託している」とした。また、被害者参加制度を利用した理由を検察官に問われると、「遺族が直接質問でき、少しでも真実に近づくことができ、少しでも(心の)傷が癒せるのではないかと期待している」と述べた(産経・東京 1/17、東京・東京 1/17)。閉廷後の記者会見では、2013年7月には平田被告から弁護人を通じておわびの手紙が4通届いているが、被害者参加制度を利用し、直接真意をただすつもりであることも明かした(東京・東京 1/16)。また、起訴内容の一部否認に関しては、若干不満であると語った(産経・東京 1/17)。

第4回公判の中川死刑囚証人尋問後の閉廷後の記者会見では、中川死刑囚の態度を「今の記憶を正しく証言しようとしていた」と評価し、「裁判の当事者として生の証言を聞くことができたことが大きい」と述べた。中川死刑囚の説明には、「今まで通りの証言で納得しがたいが、真実を話している可能性が非常に高いと受け止めた」と語った(朝日・東京 1/22)。

第9回公判の井上死刑囚証人尋問後の閉廷後の記者会見では、「(井上・中川両死刑囚)証言が食い違っており、私の心の中で揺れ動いている」と語り、井上死刑囚についてははっきり証言しようとしている点を評価したが、死刑確定後に証言を変える手紙を送ってきたことなどから「井上死刑囚の言葉をすべて信じられるかといえば、まだそこまで至っていない」と不信感を示した(朝日・東京 2/4)。

2月21日の第18回公判では、被害者参加制度に基づき、平田被告に直接質問を行った。実さんは「父の死について知っていることはないか」「教団の強制捜査後にわかったことはないか」などの質問を15分行い、平田被告は仮谷さんの死の原因について、「拉致後の仮谷さんのことは気になったが、何も聞いてはいない」と答えた。また、2013年7月に遺族側と示談し、出所後10年かけて600万円支払うことになったことについて問われ、「お金を払い続けることで謝罪を示し、ご遺族と細く長くつながってほしい」と語った。閉廷後の記者会見では、被告の法廷供述に一部に不満はあるとしながら、父の死について、被告に聞きたいことはすべて聞けたとし、被害者参加の意義はあったとした(読売・東京 2/22)。

3月7日の判決後、東京地裁前で実さんは報道陣の取材に応じ、「直接質問が出来たという行為自体に一番満足している」と述べ、公判については中川死刑囚の証言で、父が車に押し込められたときの思いがかなり伝わったと振り返った(東京・東京 3/8、産経・東京 3/8)。

3. 菊池被告の裁判における死刑囚の証人尋問

菊池被告の裁判では、東京都庁爆発物事件(1995年5月)で爆発物取締罰則違反と殺人未遂の幫助罪が問われ、被告側は支持を受け薬品を運んだことは間違いないが、爆薬の原料とは知らず、事件に使われることも想像していなかったとして起訴内容を否認、無罪を主張した(毎日・東京 5/8)。検察側は冒頭陳述で、土谷正実死刑囚(49)のもとで、爆薬やVXガスの製造などの危険な薬物実験に従事していたと主張し、薬品の用途を判断できる能力を身に付けていたとした。都庁爆発物事件では中川死刑囚の指示により薬品を運んだことを指摘した。

(1) 井上嘉浩死刑囚の証言

5月12日の第2回公判では、井上死刑囚が検察側証人として証言を行った。井上死刑囚

は、菊池被告が当時「警察に見つかれば終わりだ」と話していたと、被告側の主張と食い違う証言した。また、事件への関与については「中川死刑囚が薬品のリストを作らせ運ぶように指示していた」と証言し、捜査攪乱のための目的を知らなかったとは考えられないと述べた（読売・東京 5/12）。また、東京都八王子市のアジトで中川死刑囚の火薬の調合作業を手伝うのを目撃したほか、井上死刑囚が爆薬を示し「薬品を運んでくれたおかげで準備ができつつある」と声をかけると、菊池被告が「頑張ります」と応じたことを証言した（日経・東京 5/12）。

(2) 中川智正死刑囚の証言

5月13日の第3回公判では、中川死刑囚が検察側証人として証言を行った。中川死刑囚は、被告人に運搬を依頼したことを認めたが、使用用途などについては話しておらず、「被告は薬品名も理解できていない」と証言した。菊池被告に薬品を非合法活動に使用することを説明しなかった理由について、「被告が緊張して、持ち出しに影響が出ると思った」と述べた（読売・東京 5/13）。菊池被告の化学知識については、せいぜい高校レベルと指摘している（産経・東京 5/14）。

(3) 土谷正実死刑囚の証言

5月29日、土谷死刑囚の証人尋問は、健康状態などを考慮し非公開で実施された。土谷死刑囚は菊池被告の元上司で、土谷死刑囚の指示により山梨県上九一色村（当時）の教団施設内で危険な化学実験に菊池被告が従事していたことを検察側は指摘していた。証人尋問で、菊池被告に化学的知識はなかったとして、VXガスや毒ガスを作っているという話は一切していないことを証言している（日経・東京 5/30）。

6月2日の第11回公判では、被告人質問が行われた。弁護側の質問で17年間も逃亡した理由について、サリン製造に加担した元信者が殺人幫助罪などで公判中だと逃亡中に知り、「サリンと知らなかったはずなのに罪に問われた。ひどい取り調べが行われ、裁判は公正ではないと考えた」と説明し「冤罪だが信じてもらえないと思った」と述べた（読売・東京 6/2）。また、「地下鉄サリン事件が冤罪という教団の主張を信じていた」とも主張しており、改めて違法性の認識を否定した（日経・東京 6/3）。

6月30日、判決公判が東京地裁で行われ、懲役5年（求刑7年）が言い渡された。運んだ薬品が人を殺傷することに使われる危険性を認識していたと判断。麻原死刑囚の逮捕を阻止して捜査を攪乱しようと井上死刑囚らが都庁爆発物事件を計画したと指摘し、「教団施設からの薬品の運び出しは重要な行為で、被告の刑事責任は重い」と非難した（日経・東京 7/1）。本裁判後、裁判員を務めた3人が霞ヶ関の司法記者クラブで記者会見を行い、難しい事件だったが判決には納得していることを述べた（毎日・東京 6/30）。

おわりに

本裁判では、井上死刑囚の証言に特徴が見られた。平田被告の裁判では、被告側の主張と井上死刑囚との証言が真逆となり、中川死刑囚が仮谷さんに対して殺意を持っていたとするなどの新証言が出された。また、菊池被告の裁判では、中川・土谷両死刑囚が菊池被告の薬品の使用用途について理解していなかったと証言していたのに対し、井上死刑囚は使用用途を理解していたような証言を行っている。井上死刑囚の証言は、結果として検察側の主張を補強する役割を果たしたと言える。

【文責：杉内寛幸】